

## ニュースレター 2016 年会社法

2017年 2月

2016 年会社法（新会社法）は、2016 年 4 月に国会を通過しましたが、今年になって施行日が発表されました。

For further information please  
contact:

Brian Chia  
+603 2298 7999  
Brian.Chia@WongPartners.com

Ee Von Teo  
+603 2298 7810  
EeVon.Teo@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせは

鈴木 由衣 / Yui Suzuki  
Client Coordinator, Japan Practice  
+603 2299 6501  
Yui.Suzuki@WongPartners.com

井上 洋子 / Yoko Inoue  
Client Manager, Japan Practice  
+65 6434 2605  
Yoko.Inoue@BakerMcKenzie.com

### 施行日

2017 年 1 月 13 日、マレーシア会社登記所（Companies Commission of Malaysia : CCM）は 2017 年 1 月 31 日より新会社法を順次施行すると公表しました。ただし、新会社法のどの部分が施行日より導入されるかはまだ定かではありません。

施行日は官報で施行の公報をする必要があり、新会社法のうち施行日より施行されるものについては、官報に記載されることとなります。

### 新オンラインポータルサイト

マレーシア会社登記所は、改良されたオンラインサイトを 2017 年 1 月 31 日に導入することも公表しました。これにより株式割当報告書、株主名簿や定款の変更などに関してオンラインでの申請が可能になります。これは現在可能な会社名申請や会社設立の手続きのポータルへの追加機能となります。これは歓迎される動きで、マレーシアの法人にとってコンプライアンスの簡素化となります。

### 新会社法の恩恵

新会社法の導入に向け新会社法の新規要件に従ってギャップ分析を行うことは、コーポレートガバナンス体制の改善に役立つと思われます。

新会社法はマレーシアの現行の会社の法的な枠組みを世界基準に則して現代化するものです。また、改良オンラインポータルの導入や資本維持基準の修正などの変更は、事業コストを削減し透明性を促進、マレーシアの内部規制やコーポレートガバナンス基準を強化することとなります。

### 新会社法の主な変更点

1965 年会社法と新会社法の主な変更点は、以下の通りです。これについては 2014 年 5 月と 2016 年 4 月のアラートで説明いたしました。

- 制限のない法人の権利能力の導入
- 一人株主、一人取締役会社の導入
- 非公開会社の定時株主総会の開催義務の免除
- 非公開会社の書面による株主決議における全株主同意要件の廃止
- 額面株制度の廃止



- 新しい財政支援 Whitewash 手続き
- 減資と自己株式取得の新手続き
- 役員報酬の取り締まり強化
- 不当に支払われた配当に関する、株主の新しいクローバック条項
- 年次報告書への事業報告セクション要件の導入
- 取締役の免責に対する制限の緩和
- 監査役の解任に関する規制の変更
- Corporate Voluntary Arrangement や Judicial Management 等企業再生手続きの導入

2016年4月のクライアントアラートは [こちら](#) からダウンロード出来ます。

2014年5月のクライアントアラートは [こちら](#) からダウンロード出来ます。

なお、2017年1月26日に「国内取引・協同組合・消費者省」(Ministry of Domestic Trade, Co-operative and Consumerism : MDTCC) は、新会社法とその施行日(2017年1月31日)についてを官報に公表しました。これについては、ニュースレターを来週改めてお知らせいたします。

[www.wongpartners.com](http://www.wongpartners.com)

Wong & Partners  
Level 21  
The Gardens South Tower  
Mid Valley City  
Lingkaran Syed Putra  
59200 Kuala Lumpur